

## 船舶インシデント調査報告書

令和5年3月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和4年7月17日 20時35分ごろ
発生場所	佐賀県唐津市唐津港 唐津港東港東防波堤灯台から真方位068°970m付近 （概位 北緯33°28.3′ 東経129°59.1′）
インシデントの概要	プレジャーボート第Ⅱ豊友丸は、帰航中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年7月20日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 第Ⅱ豊友丸、5トン未満（長さ11.98m） 290-43667佐賀、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力323.62kW、回転 数毎分2,250、6気筒、使用燃料軽油、昭和59年10月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、家族等5人を乗せ、花火見物を終えて帰航中、主機が停止した。</p> <p>船長は、主機の再始動を試みたが始動せず、航行中に主機が停止することが初めてで、対処方法が思い浮かばないまま、航行不能と判断して118番通報を行った。</p> <p>本船は、来援した海上保安庁の巡視艇により唐津港にえい航された。</p> <p>船長は、後日、燃料油タンクを確認したところ、発航前に両舷にある燃料油タンクにそれぞれ入れていた燃料が、右舷側の燃料油タンクのみが空になり、左舷側の燃料油タンクの燃料取り出しバルブが閉まっており、左舷側の燃料油タンクには燃料が残っていることを認めた。</p> <p>船長は、本インシデント発生前日に船体の整備作業を行った際、左舷側の燃料油タンクの燃料取り出しバルブを閉めたままにしたことで、同タンクから燃料が供給できなくなったと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、船長が本インシデント発生前日に船体の整備作業を行った際、左舷側の燃料油タンクの燃料取り出しバルブを閉め、出航時同バ

	<p>ルブを開けなかったことから、左舷側の燃料油タンクから燃料が供給できない状態となり、主機が停止して運航不能となったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、船長が本インシデント発生前日に船体の整備作業を行った際、左舷側の燃料油タンクの燃料取り出しバルブを閉め、出航時同バルブを開けなかったため、本船が、左舷側の燃料油タンクから燃料が供給できない状態となり、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、出航前に、燃料油タンクの燃料取り出しバルブが開けられているか確認すること。</li><li>・ 船長は、主機が停止した場合、燃料が正常に供給されているか把握するため、燃料油タンクを確認すること。</li></ul>